

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	谷工務店
主たる営業所の所在地	兵庫県伊丹市
許可番号	兵庫県知事（般－２７）第２１３００８号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、舗装工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年２月２１日
根拠法令	建設業法第２９条第１項第２号（同法第８条第７号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２９条第１項第２号に基づく建設業許可の取消し</p>
処分の原因となった事実	<p>谷工務店の代表者は、神戸地方裁判所伊丹支部において道路交通法の規定により懲役８月（執行猶予３年）の刑に処せられ、平成２９年３月１６日にその刑が確定し、その日から５年を経過しない。</p> <p>このことは、建設業法第２９条第１項第２号に該当すると認められる。</p>